

第7章 損害補償と損害賠償との調整

1 損害補償と損害賠償との調整を行う理由

公務災害の中には、火災現場等に向かう途上で他の者の運転する自動車に追突され被災した場合のように、第三者の行為によって生じる災害がある。このような第三者が介在して受けた公務上の災害の場合は、被災団員等又はその遺族は、市町村等から条例に基づく損害補償を受ける権利を取得すると同時に、第三者に対しても不法行為による損害賠償の請求権を取得することになる。

このような場合、被災団員等又はその遺族が被った損害について損害補償と損害賠償の両方を受けることになると、その結果として一つの損害に対してその補てんが二重に行われることになる。これは条理に反し、公平を欠くことになるため、基準政令においては、市町村等が行う損害補償と第三者の損害賠償との調整について次の趣旨の規定を設け、両者の間の調整を図っているものである。

- (1) 市町村等が補償を行う前に、被災団員等又はその遺族が損害補償と同一の事由による損害賠償を受けたときは、市町村等は、その価額の限度で損害補償の義務を免れる。(いわゆる損害補償の免責) 〔基準政令 § 18②〕
- (2) 市町村等が先に補償を行ったときは、市町村等はその価額の限度で、被災団員等又はその遺族が第三者に対して有する損害賠償請求権を代位取得し、第三者に損害賠償を請求する。(いわゆる求償) 〔基準政令 § 18③〕

(注) 「第三者」の意義

第三者は、被災団員等及び当該被災団員の所属する市町村等以外のものとされている。したがって、同僚団員の加害行為によって災害が発生した場合において、当該加害行為について、団員の所属する市町村が国家賠償法等の法律により損害賠償の責任を負うときは、当該団員は「第三者」には該当しないものとして取り扱う。

2 損害補償と損害賠償との優先関係

損害補償と損害賠償との調整は、これらのうちどちらが先行するかに応じ「損害補償の免責」と「求償権の代位取得」という形で行われ、どちらを先行するかは、被災団員等の意思に委ねられているところではあるが、市町村等における求償事務をなくし補償事務の円滑化を図る等のため損害賠償の請求を先行させることが望ましいといえる。

〔昭和41年消基発第9408号「第三者から受けた損害賠償の額又は自動車損害賠償保障法の規定により受けた保険金若しくは共済金若しくは損害賠償額との調整について」〕

したがって、消防基金では、損害賠償の請求を先行させ、損害補償の免責事務を行ったのちに補償すべき給付が生じた場合において、当該損害補償に要する経費の請求を行う旨の取扱いをしているところである。

3 調整の原則

(1) 調整の対象となる者

調整の対象となる者は損害補償の受給権者である。したがって、受給権者が市町村等から受ける損害補償と第三者から受ける損害賠償が調整の対象となるものであり、受給権者以外の者、例えば、遺族補償年金の受給資格者が損害賠償を受けていても、この者は受給権者ではないので調整の対象となる者にはならない。

(2) 調整の対象となる損害補償と損害賠償の種類

損害補償と損害賠償との調整は、損害補償と「同一の事由」による損害賠償と「価額の限度」の二つの要件に基づいて行われることになる。基準政令では、調整の対象となる損害補償と損害賠償の種類について特段定めてはいないが、給付の性格、「同一事由」の解釈等から、損害補償の種類ごとに調整の対象となる損害賠償の内容は次の表のとおりである。

損害補償の種類	調整の対象となる損害賠償の内訳
療養補償費	治療、入院、通院などに係る費用
休業補償費	療養期間中の休業による休業損害
傷病補償年金	障害の状態にあり、療養中であることによる逸失利益
障害補償年金	傷病の治癒後において障害を残したことによる逸失利益
遺族補償	死亡による逸失利益のうち、受給権者が承継した分及び当該受給権者の被扶養利益
葬祭補償	死亡に伴い、その葬祭のために要した費用

なお、次に掲げるものは、調整の対象にしないこととされている。

- ① 損害補償は、身体的損害を補てんするものであるため、被災団員等又はその遺族の精神的損害に対する慰謝料、衣服、眼鏡、自動車などの物的損害に対する賠償金及び損失補てんとしての性格を有しない見舞金は調整の対象とはならない。
- ② 障害補償年金差額一時金は、障害補償年金を受給していた被災団員等の死亡という事由により支給されるものであり、障害を生じさせた事由と異なるため、被災団員等の障害を生じさせたことに対して支払われる損害賠償との調整の対象とはならない。
- ③ 調整は損害補償と損害賠償との間で行うので、休業援護金等を始めとする福祉事業は、損害賠償との調整の対象とはならない。

このように、損害賠償額が支払われたときは、損害賠償の内容ごとに損害補償との調整が行われるため、損害賠償額が支払われる前にその内容を把握するよう努める必要がある。

(3) 調整の時期、期間

① 調整の時期

市町村等は、損害補償の受給権者に現実に補償を行ったときに、第三者に対する求償権を取得し、また、受給権者が損害賠償を受けたときに、損害補償が免責されることになる。例えば、年金による損害補償を行い第三者に求償する場合は、2月、4月、6月、8月、10月、12月の年金の支給時期に年金を支払った都度、求償権を取得することになる。

(注) 「損害賠償を受けたとき」とは、現実に金銭等により損害賠償を受けたときのほか、損害賠償に関して、第三者との間に適法に示談（公序良俗に反する詐欺、脅迫等によらないで結んだいわゆる安定した示談）が成立したときをも含むものである。

つまり、損害補償の受給権者と第三者との間に適法な示談が締結されれば、その時点をもって損害賠償を受けたものとして、市町村等は損害補償が免責されることになる。したがって、示談を結んだ後において、損害賠償額の取りはぐれを招いても市町村等による損害補償は行われないので、示談の締結に当たっては細心の注意と慎重さが望まれる。

② 調整の期間

損害補償と損害賠償との調整の趣旨は、本来、消防団員等が損害賠償と損害補償から二重に損害が補てんされることを避けること及び事故によって生じた損害を最終的に補てんすべきである加害者に責任を負わせることにあり、二重補てんとなる額の全額が調整されるまで控除することが合理的である。しかしながら、全額を調整した場合、控除期間は長期間にわたることから、必要な期間、必要な補償を行うものとして年金給付を導入した災害補償制度の趣旨を反することになる。そのため、災害補償制度の趣旨を損なわない範囲内で、控除期間が設けられている。労災等の災害補償制度では、事故発生日から起算して7年間を経過した日（以下「7年経過日」という。）以内に行う損害補償（求償の場合は、7年経過日以内に現実に支払ったものに限る。）と損害賠償とを調整することになる。

なお、調整の期間の年数について、民法第724条による損害賠償請求権の消滅時効では3年とされている。しかし、控除期間を3年としていた場合、交通事故のうち人身事故に対する民事の損害賠償額も高額化してきていることから、保険金等の額が支給停止額を大幅に上回り、3年を経過しても二重補てんが長期化する可能性が高い。一方、損害補償は支給要件が継続する限り支給するものであるが、受給権者が前払一時金を受給した場合、その額に達するまでの年金を支給停止することとしている。このことから、前払一時金を支給した場合の年金給付の支給停止期間を考慮したものであれば、災害補償制度の趣旨に反せず、二重補てんを解消することが可能となる。前払一時金支給の場合の年金給付の支給停止の最長期間は、遺族補償年金の前払一時金を受給した場合、約7年間（※）となる。

※ $1,000 \text{ 日 (遺族補償年金前払一時金の限度額)} \div 153 \text{ 日/年 (遺族補償年金額 (遺族 1 人の場合))} \div 7 \text{ 年}$

[平成25年3月29日基発0329第11号「第三者行為災害における控除期間の見直しについて」]

(4) 免責及び求償の額

① 免責の額

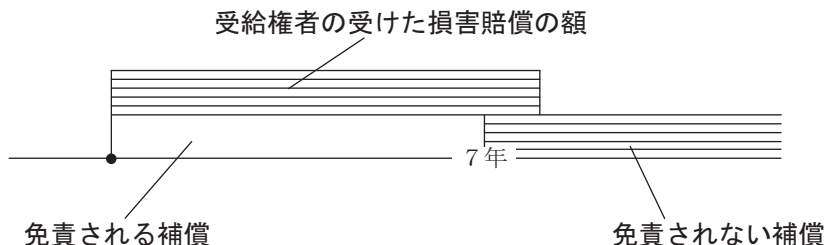
市町村等が免責される損害補償の額については、既に述べたように7年経過までの間に行う損害補償の額の範囲内で、被災団員等又はその遺族が損害補償と同一の事由について受けた損害賠償の額に相当する額である。

したがって、被災団員等又はその遺族が受けた損害賠償額（補償と同一の事由によるもの）が損害補償の価額の限度を上回る場合には、損害補償の給付は全く行われないうこととなる。また、損害賠償が給付すべき損害補償の額より少ない場合には、その差額を市町村等は支給しなければならないことになる。

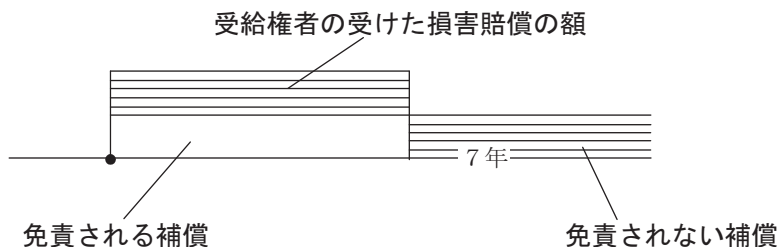
これを図解すれば、次のとおりである。

第7章 損害補償と損害賠償との調整

ア 損害賠償の額が7年経過日までの間に支給されるべき補償の合計額を超える場合



イ 損害賠償の額が7年経過日までの間に支給されるべき補償の合計額に満たない場合



② 求償の額

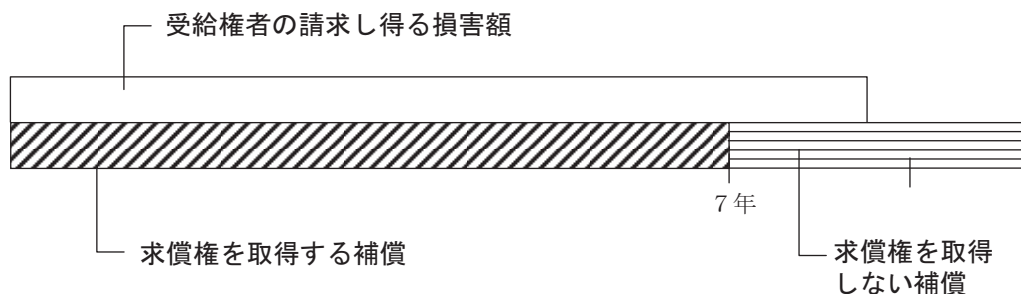
市町村等が取得する求償の額は、損害補償と同一の事由による損害について、受給権者が第三者に対して請求し得る損害額の範囲で、7年経過日までの間に行った損害補償の額に相当する額である。

この場合、損害補償と同一の事由による被災団員等又はその遺族の損害額が、損害補償の額を上回るときは、損害補償の価額に相当する額を限度として求償される。また、これとは逆に、損害額が損害補償の価額に相当する額より少ないときは、その損害額を限度として求償が行われることになる。

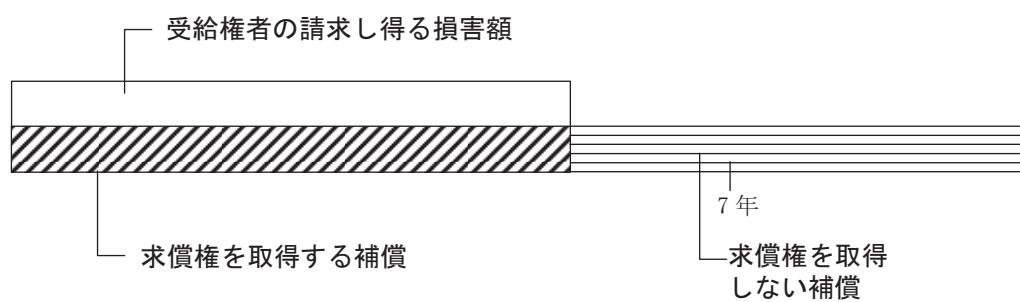
つまり、7年経過日までの間に行った損害補償の額と損害賠償（損害補償と同一の事由によるもの）の額を比較して、そのどちらか少ない方の額が求償の額になるのである。

これを図解すれば次のとおりである。

ア 損害額が7年経過日までの額を超える場合



イ 損害額が7年経過日までの間に行った補償に満たない場合



4 調整事務の注意事項

(1) 損害賠償の内訳

補償の免責は、先にも述べたように補償の事由と同一の事由について補償の受給権者が第三者から受けた損害賠償の額によって行われるので、例えば単に総額 500 万円の示談が締結されたというだけでは免責事務は進められない。

したがって、このような場合には、加害者及び被災団員等にその内訳を明らかにしてもらう必要がある。

公務災害が自動車事故による場合には、当該加害自動車に係る自賠責保険及び任意保険等の契約保険会社等に損害賠償の内訳を照会してその内容を把握しなければならない。なお、この保険会社等への照会及び回答用紙については、消防基金で定めているところである。

〔前掲「第三者から受けた損害賠償の額又は自動車損害賠償保障法の規定により受けた保険金若しくは共済金若しくは損害賠償額との調整について」〕

(2) 示談

補償の受給権者が第三者に対して有する損害賠償請求権は、私法上の債権であるので、当事者は、賠償額を互いに譲歩し、納得し得る額で折り合う、いわゆる示談によって決めることができる。そして示談により賠償額が決まれば、市町村等はその価額の範囲内で補償が免責されることになる。

しかし、受給権者が、加害者に損害賠償能力があるにもかかわらず、補償すべき額より低い額で示談した場合、又は示談により損害賠償請求権の全部を放棄した場合は、市町村等に補償の義務が残ることになる。

また、受給権者が加害者に対して有する損害賠償請求権を放棄した場合、放棄後に補償を行っても、市町村等は当該損害賠償請求権を代位取得できなくなるため、加害者に求償ができなくなる。

このようなことは、本来加害者が行うべき損害賠償の支払義務を結果的に市町村等が負担するという不合理を生じることとなるので、被災団員等が第三者と示談を行おうとする場合は、前もってその内容を申し出るよう指導し、示談の仕方及び留意事項について助言するとともに、みだりに損害賠償請求権を放棄することのないよう指導する必要がある。

5 損害賠償との調整事例と解説

団員の公務災害における調整事例は、その多くは火災現場等の往復路途上における自動車事故によるものであり、自賠責保険及び任意保険による損害賠償との調整事例（補償の免責事例）である。

補償の受給権者が、自賠責保険及び任意保険から損害賠償を直接受領した場合（自賠法第 16 条第 1 項による被害者請求）、市町村等としては、補償すべき額から受給権者が既に受給している損害賠償の額（免責される額）を控除して支給することになるが、市町村等が免責される額は、補償と同一の事由に基づく損害賠償の額であって、かつ、その額を限度とするものであるから、その取扱いはやや複雑である。

以下に、最も多く見受けられるケースの具体例によって、その免責による調整方法を紹介することとする。

《事例 1》

○ 被災団員の損害額が法定限度額 120 万円を超えた場合

A 市の団員 Z は、ポンプ操法訓練に参加するため、ポンプ付積載車の後部に搭乗し訓練会場に向かう途中、悪路で車がバウンドしたはずみで転落して負傷した。被災団員は、傷病が治癒するまでの損害として自賠責保険に 1,380,200 円を請求し、限度額 120 万円が支払われた。

【解説】

損害額が自賠責保険の限度額の 120 万円を超えるときは、自賠責保険では細やかな算定をせず、120 万円の内訳が明らかにされないことが多い。この場合、比例按分の方法で内訳を算定し調整を行うことになる。

この比例按分は、自賠責保険の損害調査額又は被災団員の損害賠償請求額の内訳を確認し、それぞれの損害項目ごとに算定して行う必要がある。

(1) 被災団員の自賠責保険への請求内訳

被災団員が自賠責保険へ請求した損害賠償額の内訳を調査すると、次のとおりであった。

① 治療費	679,700 円
② 看護料	36,900 円
③ 通院費	9,500 円
④ 文書料	700 円
⑤ 諸雑費	9,900 円
⑥ 休業損害	370,500 円 (日額 5,700 円 × 認定日数 65 日)
⑦ 慰謝料	273,000 円 (4,200 円 × 65 日)
計	<u>1,380,200 円</u>

(2) 比例按分

①' 療養補償の対象となる治療費等の額	$1,200,000 \text{ 円} \times \frac{726,800 \text{ 円 (①~④)}}{1,380,200 \text{ 円}}$	$\Rightarrow 631,908 \text{ 円}$	}	1,200,000 円 損害賠償受領額
②' 諸雑費	$1,200,000 \text{ 円} \times \frac{9,900 \text{ 円 (⑤)}}{1,380,200 \text{ 円}}$	$\Rightarrow 8,608 \text{ 円}$		
③' 休業損害	$1,200,000 \text{ 円} \times \frac{370,500 \text{ 円 (⑥)}}{1,380,200 \text{ 円}}$	$\Rightarrow 322,127 \text{ 円}$		
④' 慰謝料	$1,200,000 \text{ 円} \times \frac{273,000 \text{ 円 (⑦)}}{1,380,200 \text{ 円}}$	$\Rightarrow 237,357 \text{ 円}$		

(3) 補償すべき給付額の内訳

補償すべき給付額は、次のとおりであった。

- ①' 療養補償費 727,700 円 (消防基金の支払額 452,200 円※)
- ※ 消防基金は、自賠責保険から支払われた診療費の単価が相違すれば、「療養費用算定基準細目」の診療単価で換算したうえで調整することとなる。
- ②' 休業補償費 443,365 円
(補償基礎額 11,369 円 × 60 / 100 ⇒ 6,821 円 × 65 日 (休業日数))

第7章 損害補償と損害賠償との調整

(4) 調整方法

① 療養補償

A市が補償すべき療養補償は726,800円であるが、自賠責保険で631,908円(①')がてん補されたとみなされるので、その差額の94,892円(726,800円-631,908円)をA市は支給することになる。

なお、消防基金が支払うべき療養補償の額は452,200円であり、自賠責保険で631,908円がてん補されたとみなされるので、消防基金が支払うべき差額は生じない。

② 休業補償

休業損害に対応する休業補償の額は443,365円(②")であるが、自賠責保険から322,127円(③')がてん補されたとみなされるので、その差額の121,238円(443,365円-322,127円)を支給することとなる。

③ 諸雑費、慰謝料は、補償の支給対象外であるので調整は行わない。

④ その他

調整の対象とはならない福祉事業の休業援護金については、消防基金は次の額を支給することになる。

11,369円×20/100⇒2,273円 …………… 1日当たりの休業援護金
2,273円×65日=147,745円 …………… 支給額

《事例 2》

○ 被災団員の損害賠償額に過失減額があった場合

B市の団員Yは、分団会議の終了後、徒歩で帰宅する途中で道路を横断していたところ車にはねられ負傷した。被災団員は治癒するまでの損害賠償請求額5,240,100円に対して、当該団員の過失割合が10%と認められ、自賠責保険(法定限度額120万円)及び任意保険(3,516,090円)から過失相殺後の損害賠償額として4,716,090円が支払われた。

【解説】

公務災害の原因となった事故に被災団員にも過失があった場合は、民法の規定(第722条)により、損害賠償額について過失相殺が行われることとなるが、この場合には、過失相殺により減額された額が、補償の免責の対象額となる。

(1) 保険会社の損害調査(査定)額の内訳

保険会社の損害調査(査定)額の内訳は、次のとおりであった。

① 治療費	3,648,600円
② 看護料	28,700円
③ 通院費	118,400円
④ 文書料	56,000円
⑤ 諸雑費	66,000円
⑥ 休業損害	835,200円 (7,200円×116日)
⑦ 慰謝料	487,200円 (4,200円×116日)
計	<u>5,240,100円</u>

(2) 過失相殺後の損害賠償額の内訳

過失相殺後の損害賠償額は、損害項目ごとに詳細な算定はなされず、全損害調査（査定）額から過失相殺割合の相当額を控除した額が支払われることとなるので、それぞれの損害項目ごとに算定して行う必要がある。

①' 療養補償の対象となる治療費等の額	(①~④) $3,851,700 \text{ 円} \times 0.90 = 3,466,530 \text{ 円}$	} 4,716,090 円…損害賠償受領額
②' 諸雑費	$66,000 \text{ 円} \times 0.90 = 59,400 \text{ 円}$	
③' 休業損害	$835,200 \text{ 円} \times 0.90 = 751,680 \text{ 円}$	
④' 慰謝料	$487,200 \text{ 円} \times 0.90 = 438,480 \text{ 円}$	

(3) 補償すべき給付額の内訳

補償すべき給付額は、次のとおりであった。

- ①' 療養補償費 3,851,700 円 (消防基金の支払額 2,314,160 円)
- ②' 休業補償費 791,236 円
(補償基礎額 $11,369 \text{ 円} \times 60 / 100 \Rightarrow 6,821 \text{ 円} \times 116 \text{ 日}$ (休業日数))

(4) 調整方法

① 療養補償

B市が補償すべき療養補償は3,851,700円(①')であるが、自賠責保険及び任意保険で3,466,530円(①')がてん補されているので、その差額の385,170円(3,851,700円-3,466,530円)をB市は支給することになる。

なお、消防基金が支払うべき療養補償の額は2,314,160円であり、自賠責保険及び任意保険で3,466,530円がてん補されたとみなされるので、消防基金が支払うべき差額は生じない。

② 休業補償

休業損害に対応する休業補償の額は791,236円(②')であるが、自賠責保険及び任意保険から751,680円(③')がてん補されているので、その差額の39,556円(791,236円-751,680円)を支給することとなる。

③ 諸雑費、慰謝料は、補償の支給対象外であるので調整は行わない。

④ その他

調整の対象とはならない福祉事業の休業援護金については、消防基金は次の額を支給することになる。

$11,369 \text{ 円} \times 20 / 100 \Rightarrow 2,273 \text{ 円}$ …… 1日当たりの休業援護金
 $2,273 \text{ 円} \times 116 \text{ 日} = 263,668 \text{ 円}$ …… 支給額

《事例 3》

○ 死亡による損害の場合

C市の団員Xは、消防ポンプ自動車に同乗（ステップ）し火災現場に向かう途上、誤って転落して頭部を強打し即死した。被災団員の遺族は保険会社から4,500万円の損害賠償の支払いを受けた。

○事故発生日……………平成28年8月10日
○補償基礎額……………11,369円
○遺族……………妻、子2人（13歳、10歳）
○他の法令による給付……受給権者は、国民年金法の規定による遺族基礎年金を受給

【解説】

市町村の公用車（消防車等）によって当該市町村の団員が災害を受け、当該公用車について自賠責保険の適用があるとき、自賠責保険の取扱い保険会社は「第三者」に該当し、市町村等との間に免責、求償が生じることになるものとされている（「労働者災害補償保険法第20条第1項の解釈について」（昭和31年9月25日法制局1発第37号運輸省自動車局長あて内閣法制局第1部長回答）。第20条は現行法第12条の4に改正。）。

遺族補償の受給権者が保険会社又は共済組合から死亡による損害賠償を受けた場合は、市町村等が免責される額は、補償と同一の事由による損害賠償の額を限度として、また、当該遺族補償が年金であった場合には、当該損害賠償の額が事故発生日から7年間に支給すべき年金の額を超えるものであるならば、7年間の支給すべき年金が免責される。

(1) 損害賠償額の内訳

遺族の受けた損害賠償額4,500万円の内訳は、次のとおりであった。

- ① 逸失利益分 31,950千円
- ② 葬祭費用分 550千円
- ③ 慰謝料分 12,500千円
- 計 45,000千円

(2) 調整の対象となる補償（事故後7年間に支給されるべき補償）

① 遺族補償年金

ア $11,369円 \times 223 \times 0.88 \Rightarrow 2,231,100円$ …… 年金額

イ $2,231,100円 \times 7年 = 15,617,700円$ …… 7年間に支給すべき年金の額

(注) 補償基礎額の改正、受給資格者の変動等によって年金額が変わる場合は、各支給期月に支給する年金額を合計することになる。

② 葬祭補償費 682,140円

(注) $280,000円 + (11,369円 \times 30) < 11,369円 \times 60$

(3) 調整の対象となる損害賠償額

① 逸失利益分

被災団員の遺族へ支払われた逸失利益相当額のうち、遺族補償年金の調整の対象となるものは、民法の相続の規定（第900条）により、当該遺族補償年金の受給権者である妻が受ける賠償額となる。

(妻の相続割合)

31,950 千円 × $1/2$ = 15,975 千円

② 葬祭費用分

550 千円

(4) 調整方法

① 遺族補償年金

遺族補償年金については、7年間に支給すべき遺族補償年金の総額（15,617,700 円）を上回る 15,975 千円が逸失利益相当分として受給権者に損害賠償されているので、遺族補償年金の支給は3年間免責され、事故発生日（平成 28 年 8 月 10 日）から7年を経過する日の属する月の翌月、平成 35 年 9 月から遺族補償年金の支給を開始することとなる。ただし、年金支給期月の 10 月期に 9 月分のみが支給され、12 月期に 10 月、11 月分が支給される。

② 葬祭補償

葬祭補償については、葬祭補償として 682,140 円を支給すべきところ、既に損害賠償として 550 千円が支払われているので、その差額 132,140 円を葬祭補償費として支給することになる。

③ その他

調整の対象とならない福祉事業について言及すると、消防基金は、受給権者からの請求により、遺族特別支給金、遺族特別援護金を支給し、また、平成 28 年 10 月期から遺族特別給付金及び奨学援護金（いずれも初回は 10 月分のみ）を支給することになる。

6 他の法令からの給付・補償と損害補償との調整

損害補償を調整するのは、第三者からの損害賠償を受けた場合ばかりではない。他の法令（条例を含む。）の定めるところによる療養その他の給付又は補償を受けた場合においても、市町村等は損害補償を免責される。

具体例を挙げると、消防団員等の災害が、公の営造物の設置管理上の瑕疵や市町村等の安全配慮義務違反によって生じたとき、市町村等は、消防団員等に対して補償を行う義務を負うとともに、国家賠償法、民法又は自賠法によって損害賠償責任を併せて負う場合がある。その際、市町村等が損害賠償及び損害補償の両方を行うとすると、消防団員等の受けた同一の損害に対し、法律上二重の補てんが行われることとなり不合理であるため、第三者が損害賠償責任を負う場合と同様に、損害賠償と損害補償の間で調整を行うこととなる。そして、損害賠償と損害補償の優先関係、調整の対象となる損害賠償と損害補償の種類についての考え方は第三者加害の場合の調整と同様だが、同一主体である市町村等が行う損害賠償と損害補償との間で行われるときは、求償権という問題は発生せず、単に補償額を免責するという方法によって両者の権利を調整する。

〔基準政令 § 18①〕

消防団員等公務災害補償実務マニュアル

平成29年1月31日 発行

編集 消防団員等公務災害補償等共済基金
住所 〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-9-16
日本消防会館8F
電話 03-3595-0541 (代表)
03-3595-0542 (災害補償課)
FAX 03-3581-7720
メール saigai@syouboukikin.jp
ウェブ <http://www.syouboukikin.jp>



消防団員等公務災害補償等共済基金

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 2-9-16 日本消防会館8F
TEL.03-3595-0542(災害補償課) FAX.03-3581-7720
<http://www.syouboukikin.jp>
Email saigai@syouboukikin.jp